

後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大・過小徴収について

1. 概要

平成28年12月27日付けで厚生労働省保険局高齢者医療課から、後期高齢者医療制度発足（平成20年）以来、後期高齢者医療広域連合の電算処理システム（標準システム）の設定に誤り（※）があり、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていたとの発表がありました。

対象となる方は下記のいずれの条件も満たす方となります。

- ①世帯主、本人又は本人以外の被保険者である世帯員が青色事業専従者給与を支払っている、または、年金収入（65歳以上の者の課税対象となる年金に限る）が120万円を超える青色申告者である方
- ②本人が、後期高齢者医療制度の加入の直前に、被用者保険の被扶養者でなかった方
- ③軽減判定所得を再計算した結果、均等割軽減区分が変更となる方

※保険料の均等割部分の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算していたこと。

2. 今後の対応

対象となる被保険者には、4月中旬から「保険料額変更決定通知書」を送付します。

納付済みの保険料が過小となっている方に対しては「納付書」も併せて送付しますので、本来納付すべき保険料との差額分を「納付書」により納付していただくこととなります。

また、納付済みの保険料が過大となっている方に対しては、「還付通知書・振込依頼書」を送付します。還付は、平成29年6月頃から行います。

ご不明な点や詳しい内容につきましては、下記問合せ先までお問合せください。

対象となる方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願ひいたします。

＜問合せ先＞税務住民課 国保G ☎27-2111 (内線152)

国民健康保険被保険者、後期高齢者被保険者のみなさまへ

○事故にあったとき（第三者行為による傷病届等について）

交通事故及びけんか等、第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けたときには「第三者行為による傷病届」を東通村役場国保グループへご提出くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましても、税務住民課国保グループまたは青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）までお問い合わせください。

＜問合せ先＞税務住民課 国保G ☎27-2111

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

平成29年 県内の交通事故状況 青森県交通対策協議会 平成29年2月28日現在

発生	2月中	年間累計	死 者 の 状 態	高齢者の死者 (65歳以上の人)	5人(+3)
				夜間の死者	
死者	1人 (+1)	9人 (+5)	飲酒 シートベルト	歩行者の死者	3人(+3)
				飲酒運転による死者	1人(+1)
傷者	351人 (-16)	760人 (-65)	自動車乗車中の死者 非着用死者	自動車乗車中の死者	6人(+4)
				非着用死者	3人(+3)

※()内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。

毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」

春の全国交通安全運動

平成29年4月6日(木)～15日(土)

○運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～

○全国重点

- (1)歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底)
- (2)後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3)飲酒運転の根絶

交通事故ゼロを目指す日
4月10日(日)

☆歩行者の皆さん...

- ・信号のある横断歩道を利用し、右折や左折の車両にも注意して渡りましょう。
- ・夕暮れ時・夜間の外出時には、反射材用品を着用しましょう。

☆運転者の皆さん...

- ・安全確認を徹底し、速度を控え、思いやり運転を心掛けましょう。
- ・飲酒の翌朝も酔いが醒めたと過信せず、アルコールチェック等で確認をしましょう。
- ・後部座席もシートベルトを着用させましょう。
- ・チャイルドシートを正しく着用させましょう。